

**排水設備工事指定店を追加指定しました**

▼工事指定店名 (株)プロテック (富岸町2丁目11-4・☎872628)  
▼問い合わせ 下水道G (☎9052)

**みどりの講習会『春の花でハンギングバスケット講習会』を開催します**



みどり豊かなまちづくりの一環として、春の花でハンギングバスケットの実技を交えながらの講習会です。  
▼日時 6月15日(日) 10時～11時30分

▼場所 市民会館視聴覚室  
▼定員 20人(申込順)  
▼参加料 500円  
▼講師 尾野美津子さん(ボランテニアグループ『花くらぶ』)

▼申し込み 6月3日(火)から10日(火)までに、電話で土木公園G (☎4115)

**夜間、土曜日に納税・納入窓口を開設します**

▼日時 6月26日(木)・27日(金)：20時  
まで、28日(土)：9時～17時  
▼場所 税務グループ(市役所本庁舎1階3番窓口)

※市税のほか、給食費、公営住宅料、保育料などの税外金の納付相談もお受けします。

▼問い合わせ 税務G (☎1155)

**市・道民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がありません**

平成17年1月1日時点で65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が25万円以下の方に対する市・道民税の非課税措置が平成18年度に廃止されました。

急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の3分の2、平成19年度には税額の3分の1が軽減されていましたが、平成20年度からこの経過措置がなくなり、全額が課税されます。

▼問い合わせ 税務G (☎1155)

問い合わせ

税務グループ (☎1155)

**忘れていませんか？市・道民税の住宅ローン控除の申告**

平成19年に実施された税源移譲に伴う所得税の減少により、住宅ローン控除が所得税から控除しきれなくなった方は、市・道民税の住宅ローン控除を受けられる経過措置が設けられています。

この制度の適用を受けるには、平成20年1月1日現在住んでいた市町村への申告が必要です。

まだ申告をしていない方はお早めに申告してください。

▶対象

次の要件すべてに該当する方

1. 平成11年から平成18年までに入居した方
2. すでに所得税の住宅ローン控除を受けている方
3. 税源移譲による所得税の減少で、所得税から住宅ローン控除を控除しきれなくなった方

※給与所得者で、確定申告をせずに年末調整で住宅ローン控除を受けている方は、①平成19年分給与所得の源泉徴収票の『源泉徴収税額』が0円で、②摘要欄の『住宅借入金等特別控除可能額』が、『住宅借入金特別控除の額』より大きい場合、対象となります。

▶申告場所

税務グループ(市役所本庁舎1階6番窓口)

▶持ち物

- 年末調整が済んでいる方  
印鑑・源泉徴収票(原本)
- 確定申告を済ませた方  
印鑑・確定申告書の控え

※確定申告をする方は、税務署での申告となります。



『申し込み』、『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です